

論文の内容の要旨

論文題目 アメリカ製造物責任法の新たな2つの課題—製品のリコールの促進と
全米統一的な規制の試み

氏 名 佐藤 智晶

製造物責任(product liability)とは、製品の欠陥により消費者が何らかの損害を受けた場合に製品のメーカー等に対し損害賠償を求めることを指す。連邦制度を採用するアメリカの場合、製造物責任法は、主として州法であり判例法である。そして、損害賠償責任を求める訴訟も、州の裁判所で訴えるのが原則となる。そこから2つの論点が生ずる。第1に、一般的に製品のリコール（製品販売後の製品回収などの是正措置）といえ公法的な規制を想起してしまうが、製造物責任法はどのような形で製品のリコールを促しているのか。第2に、各州ばらばらの製造物責任法は、危険な製品から消費者を守るための連邦法との間でどのように整合が図られているのか、である。本稿は、この2つの課題を対象とする。

アメリカでは、毎年数多くの製造物責任訴訟が提起されていて、そのことが社会に極めて大きな影響を及ぼしている。訴訟の数は少なくとも年間8万件に上る。また、製造物責任訴訟は、アメリカでは提起されただけでも会社の時価評価額にまで影響を及ぼすと考えられている。しかしながら、製造物責任法がアメリカ社会で注目を集めているのは、単に訴訟の数が多く、会社の価値に影響を及ぼすからだけではない。製造物責任法が、本来の目的である危険な製品から消費者を守るために機能するどころかむしろ妨げているのではないか、という可能性があるからである。例えば、アメリカでは、販売した医薬品を自発的に回収した製薬会社に対して約2万7000件もの訴訟が提起されるという事態が起きた。この事例は、企業が是正措置を講じるという形で副作用を認めれば、たちまち訴訟を

提起されてしまう、ということを示している。

また、製薬会社は、連邦法を遵守して医薬品を販売していても、州のレベルで陪審や裁判官の判断によって製造物責任を負わされる場合がある。連邦の行政機関は、連邦の制定法と行政規則に基づいて新薬の安全性と有効性を審査し、その販売を承認している。医薬品に添付する警告文書（添付文書）も、連邦の行政機関によって審査される。そして製薬会社は、1つの医薬品の承認につき、承認の申請料などの手続きおよび研究開発費として平均で約10億ドルの費用を投じなければならず、承認まで数年間も待機しなければならない。それにもかかわらず、連邦法を遵守して多大な費用を負担して承認を得た医薬品を販売したとしても、製薬会社は、製造物責任を追及される危険に晒されている。製造物責任法が主に州法からなり、連邦法の遵守それ自体は必ずしも州法上の責任の抗弁にはならないために、このような事態が生じる。州と連邦の法制度が統一的に機能していないため、連邦法による全米で統一的行われるべき医薬品の規制の根幹が揺らぎ、製薬会社にとって医薬品を開発する誘因が減少する、というわけである。以上はあくまで事例に過ぎないが、要するに、製造物責任法には製造業者が市場に出回っている危険な製品を自主回収するのを妨げるだけでなく、全米統一的な連邦法の規制を歪めるおそれがある。

このようなアメリカ製造物責任法の問題は、これまでわが国では十分に注目されてこなかった。日本でも、製造物責任法の立法前後の数年間、1960年代に製造物責任法を確立し、多くの裁判例があるアメリカの状況や法理に関心が集まった。しかし、その後のアメリカの状況や法理についての研究は限られている。しかも、日本では製造物責任と公法的な規制との間の整合を図るという視点も乏しく、むしろ製造物責任を補完するために公法的な規制を拡充することに関心が集中していた。

本稿では、わが国におけるアメリカ製造物責任法の研究の欠落を埋め、アメリカでは製造業者に製品販売後の是正措置をどのように促し、製造物責任と連邦法の規制との間でどのように整合を図ってきたのかを明らかにする。本稿で扱う問題は、これまでは訴訟の数が少なく、公法的な規制を拡充することに腐心してきたわが国では十分な関心を持たれなかったものである。しかしながら、私法と公法的な規制を上手に組み合わせて、より効果的に危険な製品から消費者を守るためには検証する必要性が高い。

本稿では、研究方法としては極めてオーソドックスな判例の分析と整理を採用する。なぜならば、第2章以下で説明するように判例法の漸進的な展開にこそ、アメリカ製造物責任法の真の姿が現れているからである。そのため、本稿では関連する法令、業界の自主基準、そして論文や報告書を検討するにあたって、裁判所が具体的な事件を解決するためにどのように利用しているのか、という点を最も重視することになる。

本稿の構成は、以下のとおりである。第1章では、連邦法の規制と比較することによって製造物責任の性質を分析する。そこでは、州の判例法に基づく製造物責任の性質が連邦法の規制とは異なること、実際に製造業者による製品販売後の是正措置を妨げるおそれがあること、さらに連邦法の規制を妨げる可能性があることを示す。

第2章では、製造業者による製品販売後の是正措置を妨げないために、裁判所と州議会でのような法改革が行われたのかを検討する。そこでは、裁判所と州議会が販売後のより優れた科学技術の水準で製品の安全性を判断することをやめ、製造または販売時の水準で製品の安全性を判断するようになるまでの過程を明らかにする。

第3章では、製造業者による製品販売後の是正措置を促すために新たに生み出された法制度を分析する。そこでは、裁判所が販売後のより優れた科学技術の水準で製品の安全性を判断することをやめる一方、それだけでは製造業者に是正措置を促すのに不十分であることから、製造業者に製品販売後の警告義務を課すようになったことを示す。また、第3章では、是正措置のうち製品の回収と修繕については州の判例法では義務づけられておらず、むしろ連邦法に基づいて連邦の行政機関が規制していること、そして製造業者に製品販売後の是正措置を促すために懲罰的賠償も機能していることを明らかにする。

第4章では、州による製造物責任と連邦法の規制との間の不整合を明らかにする。ここでは、たとえある製品について連邦法の規制が存在する場合でも、製造物責任法上の製品の安全基準は州ごとにばらばらであり、製品の安全性と製造物責任が陪審や裁判官によって事件ごとに判断されていることが示される。第4章では、連邦法を含めて法令の遵守それ自体が必ずしも州法上の責任の抗弁にはならない、という原則が分析される。そして、それぞれの事件の事情を考慮して制定されたものではないという理由から、裁判所が連邦法を州法上の製品の安全基準としては認めていないことを明らかにする。

第5章では、全米で統一的な規制を実現するために州法に基づく製造物責任を連邦法の規制で代替する、という試みについて分析する。そこでは、連邦最高裁が合衆国憲法に基づいて連邦法と抵触する州法を無効にしたこと、それによって州の判例法からなる製造物責任も無効にされる場合があったこと、しかしながら、連邦最高裁は、連邦法と州法との間に実際の抵触がない場合には製造物責任を無効にしないことを示す。また、第5章では、州法に基づく製造物責任を連邦法の規制で代替することが合衆国憲法に基づいて理論上は可能でも、現実には極めて難しい理由についても明らかにする。

最後に結論として、製造業者に製品販売後の是正措置を促し、全米で統一的な規制を実現するために進められた法改革の内容について整理する。そこでは、懸念の対象であったはずの訴訟こそ、実は法改革で極めて重要な役割を果たしていることが明らかにされる。製品販売後の是正措置については、州の判例法の改革がまず先行し、その改革を州議会が支援した。裁判所と州議会は、販売時の科学技術の水準で製品の欠陥を判断する一方で、製造業者に製品販売後の警告義務を課した。他方、裁判所は、製品の回収・修繕については連邦法の規制に委ねている。要するに、州の判例法と制定法によって製品販売後の警告義務が、連邦法によって製品の回収・修繕義務が生み出されたことになる。州法に基づく製造物責任と連邦法の規制との間の調整については、全米で統一的な規制を実現するために、連邦法によって独占的に規制し、州法に基づく製造物責任を制限する（連邦法の規制で州法に基づく製造物責任を代替する）という試みが進められた。

以上のように、製造業者に製品販売後の是正措置を促し、全米で統一的な規制を実現するという2つの課題において、その解決を主導したのは立法ではなく裁判手続きである。アメリカでは、大量の製造物責任訴訟が提起され、そのことはこれまで大きな懸念の対象となってきた。しかしながら、その訴訟こそ法を改革する原動力となって、実際に法を変容させている。より適切な抑止効果を志向し、自由を保障するために訴訟が果たす役割の大きさにこそ、州の判例法によって誕生し発展したアメリカ製造物責任法の特徴が顕著に現れている。公法的な規制（連邦法の規制）は、ニュー・ディール期から拡大して重要性を増してはいるものの、危険な製品から消費者を守るために製造物責任訴訟が果たす役割は今日でも極めて大きい。一方で、各州ばらばらの判例法の役割が大きいことから、連邦法の規制との間で整合を図るための手段として合衆国憲法上の連邦の専占法理が発展したことも、アメリカ製造物責任法の展開の中で見逃すことのできない傾向である。